

広島県土地造成事業管理規程第五号

広島県土地造成事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業財務規程の一部を改正する規程

広島県土地造成事業財務規程（令和四年土地造成事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章―十三章（略） 第十四章 雑則（第二百二十二条―第二百二十九条） 附則</p> <p>（現金取扱員の任命） 第四条（略）</p> <p>2 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号））又は広島県証明事務手数料条例（昭和三十年広島県条例第二十五号）の規定に基づき、手数料徴収事務に従事する者は、現金取扱員とする。</p> <p>（納付の方法） 第二十二条（略）</p> <p>2 企業出納員又は出納取扱金融機関は、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十一条の三第一項第一号に掲げる証券であっても、その支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>（口座振替払） 第三十七条（略）</p>	<p>目次 第一章―十三章（略） 第十四章 雑則（第二百二十二条―第二百二十八条） 附則</p> <p>（現金取扱員の任命） 第四条（略）</p> <p>2 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）又は広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の規定に基づき、行政情報コーナーで公文書等の写しの交付に係る費用徴収事務に従事する者及び広島県証明事務手数料条例（昭和三十年広島県条例第二十五号）の規定に基づき、手数料徴収事務に従事する者は、現金取扱員とする。</p> <p>（納付の方法） 第二十二条（略）</p> <p>2 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十一条の三第一項第一号の規定により知事が定める区域は、当該小切手等の交付を受けるべき企業出納員又は出納取扱金融機関の所在地を加入区域としている手形交換所（手形交換所に準ずるものを含む。）の加入区域とする。</p> <p>3 前項の企業出納員又は出納取扱金融機関は、同項に規定する小切手等であっても、その支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>（口座振替払） 第三十七条（略）</p> <p>2 企業出納員は、前項に規定する口座振替案内書を添えることに代えて、口座振替案内書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を出納取扱金融機関に電気通信回線を使用して送</p>

信することができる。

(収納事務)

第四十八条 (略)

2 (略)

(収納事務)

第四十八条 (略)

2 (略)

3| 出納取扱金融機関は、前二項に規定する領収済通知書の送付に代えて、領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を企業出納員に電気通信回線を使用して送信することができる。

(電磁的記録による作成等)

第二百二十七条 この規程の規定により作成等

作成、調製、保存、備付け又は編てつをいう。以下この条において同じ。) (することとされている書類等) (書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) (については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成等をもって、当該書類等の作成等に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 この規程の規定による書類等の送付等(送付、提出その他相手方に書類等を発信する行為をいう。以下この条において同じ。)については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織又は電磁的記録に係る記録媒体を使用する方法をいう。次項において同じ。)をもって行うことができる。

3| 前項の規定により書類等の送付等が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の送付等を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該送付等を受けるべき者に到達したものとみなす。

4| (略)

3| (略)

(標準様式)

第二百二十八条 この規程に定める様式は、標準様式として定めたものであり、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

第二百二十九条 (略)

第二百二十八条 (略)

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。